

## 第4次計画の基本的な考え方（案）

第3次ひとり親家庭等自立促進計画	第4次ひとり親家庭等自立促進計画	変更点等
<p><b>1. 基本理念</b></p> <p>ひとり親家庭等の誰もが未来に希望が持てるまち</p> <p>この計画のめざすべき自立とは、自分がどのように生きるのかを自分で選択できることであり、自分の力を十分発揮できることであると考えます。そのためには、子育てと生計をひとりで担っているひとり親にとって、安心して子育てができる環境と経済的な安定が必要であり、懸命に生活をしているひとり親等の不安の声を受け止め、ひとり親家庭等の努力の結果が希望につながるよう社会全体で支援するような仕組みづくりをめざします。</p>	<p><b>1. 基本理念</b></p> <p>ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち</p> <p>この計画のめざすべき自立とは、自分がどのように生きるのかを自分で選択できることであり、自分の力を十分発揮できることであると考えます。そのためには、子育てと生計をひとりで担っているひとり親にとって、安心して子育てができる環境と経済的な安定が必要であり、<u>また、その子どもにとっては、健やかな成長と豊かな学びが保障されることが大切です。</u></p> <p>ひとり親家庭等の不安の声を社会全体で受け止め、ひとり親家庭等<u>の誰もが自らの力を発揮しながら、いきいきと希望とともに生活を送れるような社会の実現</u>をめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な生活状況にあるひとり親家庭への支援において、未来だけでなく現在における視点をより大切にする。</li> <li>・課題への対応だけでなく、全てのひとり親家庭にとっての生活向上、自己実現につながる支援に努める。</li> <li>・子どもの視点を持つことを強調</li> </ul>
<p><b>2. 基本的な視点</b></p> <p>この計画は、ひとり親家庭等が多様な家族のあり方のひとつとして認識され、心豊かに、未来に希望を持って地域で生活できるよう、以下の4つを基本的な視点として取り組みます。</p> <p>① <b>相談機能の強化による早期からの継続した支援</b></p> <p>地域、学校、家庭等において悩みや不安を抱えているひとり親家庭等の子どもや親の課題を早期に把握し、きめ細やかに相談に応じ、それぞれの家庭の状況に応じた支援策等の情報を提供するとともに、関係機関が相互に連携し、必要に応じて他の支援機関につなぐなど、最も適切な支援に結びつける総合的・包括的な相談支援に取り組みます。</p>	<p><b>2. 基本的な視点</b></p> <p>この計画は、ひとり親家庭等が多様な家族のあり方のひとつとして認識され、心豊かに、<u>希望を持って</u>地域で生活できるよう、以下の4つを基本的な視点として取り組みます。</p> <p>① <b>積極的な情報提供と早期からの包括的な相談支援</b></p> <p><u>多くのひとり親家庭等において、日頃から相談の機会を持ちづらい状況を踏まえ、地域、学校、関係機関等が相互に連携し、悩みや不安を抱えているひとり親家庭等を早期にかつ積極的に把握、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援につなげるとともに、必要に応じて他の支援機関につなぐなど、最も適切な支援に結びつける総合的・包括的な相談支援体制の充実</u>に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(国) 基本的な方針 P,29、30「母子生活支援施設や地域の民間団体との連携によるきめ細かな相談支援」 P30「アウトリーチ型の相談やSNSの活用」</li> <li>・第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画と整合</li> </ul>

第3次ひとり親家庭等自立促進計画	第4次ひとり親家庭等自立促進計画	変更点等
<p><b>② ひとり親家庭等の生活の安定と向上</b>  雇用、労働における差別を解消するための啓発活動を推進するとともに、自らの能力を生かし、さまざまな社会資源を活用して、自立可能な収入の確保ができるよう、就業面での支援に取り組みます。また、ひとり親の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資することから、仕事と子育てが両立できる環境づくりをさらに推進するとともに、生活の安定と向上に向けた支援を行います。</p> <p><b>③ 子どもの健やかな育ち</b>  ひとり親家庭が経済的に困難な状況にあっても、子どもの自由と権利が保障されることを基本に、子どもの視点を第一に考え、将来の夢がかなえられるよう、健やかな育ちや発達、教育、進学などにおいて、切れ目のない支援を推進します。</p> <p><b>④ ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消</b>  「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、ひとり親とその子どもたちの人権が、不当な差別や偏見により侵害されることなく、誰もが個人として尊重され、自己実現を図ることができるよう、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざします。</p>	<p><b>② ひとり親家庭等の生活の安定と向上</b>  雇用、労働における差別を解消するための啓発活動を推進するとともに、自らの能力を生かし、<u>個々の生活状況やライフプランに適した収入が確保できる</u>よう、さまざまな社会資源を活用した<u>就業支援</u>に取り組みます。また、ひとり親の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資することから、<u>多様な子育て支援、日常生活支援を通じた仕事と子育てが両立できる環境づくりや、経済的支援に総合的に取り組みます。</u></p> <p><b>③ 子どもの健やかな育ち</b>  <u>子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができる</u>よう、さまざまな支援制度を効果的に活用した<u>切れ目のない支援を総合的に推進</u>します。  また、子どもの自由と権利が保障されることを基本に、<u>子どもの視点を第一に考え、養育費の確保や面会交流に向けた支援の充実を図ります。</u></p> <p><b>④ ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消</b>  「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、ひとり親とその子どもたちの人権が、不当な差別や偏見により侵害されることなく、誰もが個人として尊重され、自己実現を図ることができるよう、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざします。</p>	<p>・(国) 基本的な方針 P33  「自己肯定感を高める内容やライフプランに関するものを盛り込んだ就業支援」  ・第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画と整合</p> <p>・(国) 基本的な方針  P37「子どもの貧困対策」  ・第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画と整合</p>

第3次ひとり親家庭等自立促進計画	第4次ひとり親家庭等自立促進計画	変更点等
<p><b>3. 施策目標</b>            前述の基本的な4つの視点を踏まえて、次のとおり5つの施策目標を設定し、施策を展開します。</p> <p><b>3-1 子ども・子育て支援、生活支援の推進</b>            ひとり親が自立していくために、安心して、仕事と子育ての両立ができるよう、子育て支援施策の整備と充実を図ります。また、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの実現をめざした「枚方市子ども・子育て支援事業計画」に示される施策を実現することにより、子どもの生きる力を育み、健やかな成長を支える施策や子どもの人権が尊重されるまちづくりを推進します。</p> <p>さらに、生まれ育った環境によって左右されることなく、子どもたちが望む未来の夢がかなえられるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、支援します。</p> <p>(1) 子育て環境の充実            (2) 子育て相談の充実            (3) 生活支援の推進            (4) 子どもの育ちへの支援の充実</p>	<p><b>3. 施策目標</b>            前述の基本的な4つの視点を踏まえて、次のとおり5つの施策目標を設定し、施策を展開します。</p> <p><b>3-1 子ども・子育て支援、生活支援の推進</b>            ひとり親が自立していくために、安心して、仕事と子育ての両立ができるよう、「<u>第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画</u>」に示される<u>様々な子ども・子育て支援策や、日常生活支援を進めるとともに、ひとり親家庭の多様なニーズに応じた適切な支援が講じられるよう、相談体制の充実を図ります。</u></p> <p><u>また、子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進を基本とし、子どもが直面している様々な困難課題に対し、市の関係部署間における情報共有等を図りながら、早期からの切れ目のない支援を届けるとともに、社会全体で子どもの健やかな成長を支え、夢を育むための支援を進めます。</u></p> <p>(1) 子育て環境の充実            (2) 子育て相談の充実            (3) 生活支援の推進            (4) 子どもの育ちへの支援の充実</p>	<p>・(国) 基本的な方針            P30「行政内の各担当部署が有する情報を把握・活用した相談支援」            ・第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画と整合</p>

第3次ひとり親家庭等自立促進計画	第4次ひとり親家庭等自立促進計画	変更点等
<p><b>3-2 就業支援の推進</b></p> <p>本市のアンケート調査では、ひとり親の約8割は就業しているものの、収入は低く、生活状況は厳しいものとなっています。ひとり親家庭等が経済的に自立するためには、より良い雇用条件で就業し、安定した収入を確保することが何より重要であることから、職業能力向上のための訓練や効果的な職業紹介など、就業面での支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、就業機会の拡大や雇用確保に向け、関係機関との連携の強化を図るとともに、雇用・労働における差別の解消や、仕事と子育てが両立できる就労環境の整備をめざし、企業や団体等に対する啓発活動を推進します。</p> <p>(1) 能力開発のための支援の充実  (2) 職業紹介機関等との連携の強化  (3) 就業機会創出のための支援の推進  (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進</p>	<p><b>3-2 就業支援の推進</b></p> <p>本市のアンケート調査では、ひとり親の8割以上は就業しているものの、収入は低く、生活状況は厳しいものとなっています。ひとり親家庭等の生活の安定と向上に向けては、より良い雇用条件で就業し、安定した収入を確保することが何より重要であることから、職業能力向上のための訓練や効果的な職業紹介等に取り組むとともに、各種支援の利用促進につなげるための周知の強化やライフプランニングの支援など、就業面での支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、就業機会の拡大や雇用確保に向け、関係機関との連携の強化を図るとともに、雇用・労働における差別の解消や、仕事と子育てが両立できる就労環境の整備をめざし、企業や団体等に対する啓発活動を推進します。</p> <p>(1) 能力開発、ライフプランニング支援のための支援の充実  (2) 職業紹介機関等との連携の強化  (3) 就業機会創出のための支援の推進  (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進</p>	<p>・(国) 基本的な方針  P33「自己肯定感を高める内容やライフプランに関するものを盛り込んだ就業支援」</p>

第3次ひとり親家庭等自立促進計画	第4次ひとり親家庭等自立促進計画	変更点等
<p><b>3-3 養育費の確保及び面会交流の支援</b></p> <p>養育費については、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、「母子家庭等の児童の親は当該児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない」とされていますが、本市のアンケート調査では、「取り決めにしなかった」との回答が約4割を超えています。ひとり親家庭の子どもの養育費が確実に確保できるよう、広報・啓発活動に努めるとともに、さらなる相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、子どもにとって望ましい方法で面会交流が行われるよう情報提供を行うとともに、必要に応じて相談支援機関へつないでいくなど、面会交流に向けた支援にも取り組みます。</p> <p>(1) 養育費確保に向けた相談・経済的支援の実施  (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実  (3) 面会交流に向けた支援の実施</p>	<p><b>3-3 養育費の確保及び面会交流の支援</b></p> <p>養育費については、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、「母子家庭等の児童の親は当該児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない」とされていますが、本市のアンケート調査では、「取り決めにしなかった」との回答が約4割を超えています。</p> <p><u>養育費は子どもの成長に必要不可欠であり、親としての義務であることの広報・啓発に努めるとともに、養育費の取り決めから履行確保までの、当事者に寄り添った相談支援体制の充実を図ります。</u></p> <p>また、子どもにとって望ましい方法で面会交流が行われるよう情報提供を行うとともに、必要に応じて相談支援機関へつないでいくなど、面会交流に向けた支援にも取り組みます。</p> <p>(1) 養育費確保に向けた<u>相談支援体制の充実</u>  (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実  (3) 面会交流に向けた支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(国) 基本的な方針</li> <li>P33「関係機関や民間団体と連携した養育費支援」</li> <li>・第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画と整合</li> </ul>

第3次ひとり親家庭等自立促進計画	第4次ひとり親家庭等自立促進計画	変更点等
<p><b>3-4 経済的支援の充実</b></p> <p>ひとり親家庭等の生活の安定のため、個々の事情に応じ、母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の給付を基盤とした経済的支援を行うとともに、支援対象となる方に対する積極的な制度周知や情報提供に努めます。</p> <p>(1) 経済的援助の実施 (2) 経済的負担の軽減 (3) 経済的支援に関する情報提供の充実</p> <p><b>3-5 ひとり親家庭等を支える環境の充実</b></p> <p>ひとり親家庭等が抱える課題は、多岐にわたり、多様な支援を必要としています。それぞれの課題に対してきめ細やかな対応ができるよう、必要に応じて他の支援機関につなげるなど、総合的・包括的な相談支援体制の整備に努めます。また、ひとり親家庭等の相談に寄り添う母子・父子自立支援員等、相談機関の職員のスキルアップを図ります。</p> <p>また、ひとり親家庭等が生活を送る上で、個人として尊重され、差別や偏見により人権が侵害されることのない、人権尊重の社会づくりに向けた啓発等を実施します。</p> <p>(1) 情報発信機能・相談機能の強化及び相談支援体制の充実 (2) 地域における関係機関等との連携の強化 (3) ひとり親家庭等の人権の尊重</p>	<p><b>3-4 経済的支援の充実</b></p> <p>ひとり親家庭等の生活の安定を維持し、子どもの育ちを守るため、個々の事情に応じ、母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の給付を基盤とした経済的支援を行うとともに、支援対象となる方に対する積極的な制度周知や情報提供に努めます。</p> <p>(1) 経済的援助の実施 (2) 経済的負担の軽減 (3) 経済的支援に関する情報提供の充実</p> <p><b>3-5 ひとり親家庭等を支える環境の充実</b></p> <p>ひとり親家庭等が抱える課題は多岐にわたりますが、アンケート調査では、依然として公的機関への相談が少ないことを踏まえ、関係団体との連携、市の関係部署間における情報共有等を図りながら、総合的・包括的な相談支援体制の整備に努めるとともに、病气やけが、災害といった緊急時には支援の手が不足することが大きな不安要素となることを踏まえ、そのような状況に迅速かつ積極的に支援を届けられるよう、必要な手立てを講じます。</p> <p>また、ひとり親家庭等の誰もが心豊かに前向きな生活を送れるよう、地域とのつながりや当事者同士、親子の交流の機会の提供に取り組めます。</p> <p>さらに、ひとり親家庭等が生活を送る上で、個人として尊重され、差別や偏見により人権が侵害されることのない、人権尊重の社会づくりに向けた啓発等を実施します。</p>	<p>・(国) 基本的な方針 P23「自分の健康に困っているひとり親が一定割合存在」 P30「行政内の各担当部署が有する情報を把握・活用した相談支援」</p>

第3次ひとり親家庭等自立促進計画	第4次ひとり親家庭等自立促進計画	変更点等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実</u></li> <li>(2) <u>当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援</u></li> <li>(3) <u>緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備</u></li> <li>(4) ひとり親家庭等の人権の尊重</li> </ul>	